

復 命 書

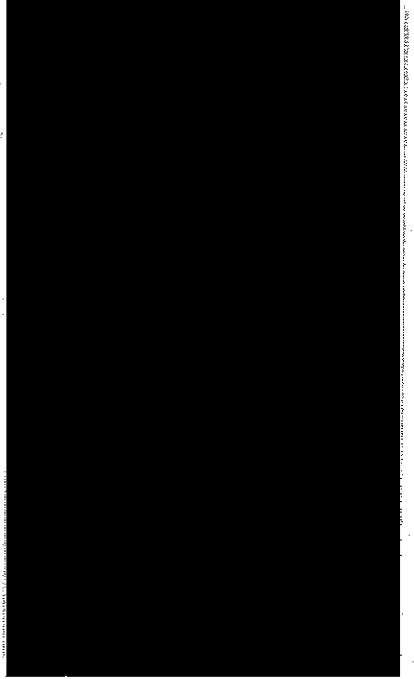
	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課員
供 覧							
日時	平成 20 年 5 月 12 日 (月) 15:30 から 16:30						
出張先	熱海市中央町 熱海市役所						
用件	[redacted] による熱海市伊豆山地内の無許可開発に対する指導について						
内容 及び 結果	<p>熱海市伊豆山の無許可開発に対する指導を下記のとおり行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 立会者 [redacted] 代理人 [redacted]</p> <p style="padding-left: 40px;">熱海市建設部 まちづくり課 [redacted]</p> <p style="padding-left: 40px;">観光経済部 産業振興課 [redacted]</p> <p>2 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ■: 現地を実測し、森林区域の位置を平面図に落として来たので確認して欲しい。森林の形質変更区域は、2.0702ha となった。 市: 法面の縦・横断面図を示して欲しい。5月14日までに作成することになっている。法面を宅造の基準どおりに仕上げると、開発面積が増加するかもしれない。 ■: 現状より開発面積が増加することはない。縦・横断面図は作成する。 県: 復旧計画書を提出し、復旧工事を完了させなければ違法状態をリセットできない。当然、林地開発申請書も受け付けられない。間に合うのか？ ■: 苗木の確保が難しい状況である。 県: 法面には種子を吹付け、宅地等の平坦地は植栽しなければならない。あらゆる手段を講じて確保して欲しい。具体的な緑化計画については、時期的なことを考慮し、相談に応じる。苗木については熱海市にも調べてもらっている。6月13日の森林審議会に間に合わなければ次回は9月になる。 ■: 遅れたとしても待てるのはせいぜい7月か8月までであり、それ以上遅れると倒産してしまう。 県: 復旧工事完了後、許可を得るまでは中止しなければならないが、6月13日の審議会に間に合えば、中止する期間は20日程度である。関係者が協力し、林地開発の許可が得られるよう進めて欲しい。 <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧計画における苗木の確保が課題となっている。平坦地における緑化については、樹種の選択の幅を拡大すると共に、種子吹付を組合せる等し、早期復旧ができるよう工夫したい。 						

上記のとおり復命します。

平成 20 年 5 月 12 日

東部農林事務所長 様





D区

森林法区域 20701.9520 m²
363.8589 m²

21065.8109 m²

